

2026 年度事業計画

2026 年 2 月 20 日

全国土木建築国民健康保険組合

目 次

◎一般会計事業計画

- I 運営方針 1
- II 事業計画 2

◎特別会計事業計画

【総合病院 厚生中央病院】

- I 運営方針 15
- II 事業計画 15

【中部・関西健康管理センター】

- I 運営方針 21
- II 事業計画 21

2026年度全国土木建築国民健康保険組合

一般会計事業計画

I 運営方針

「中期事業計画（第4期）」の中間年度にあたる2026年度は、当該計画の柱である「安定的かつ効率的な事業運営」並びに「加入満足度の向上」の実現に向け、各取組項目の進捗を踏まえつつ着実に施策を実施し、事業の一層の進展を図る。

主な取組みとしては、資格適用・保険給付の適正な執行及び被保険者の健康保持・増進に必要な事業を的確に実施するとともに、資格確認書等の適切な交付のほか、子ども・子育て支援金分保険料の適正な賦課に努める。また、「どけんぽねっと」の機能拡充を段階的に進め、事業主等の利便性向上及び事務負担の軽減を図るとともに、特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた各種施策を推進するほか、事業主による健康経営の取組みを支援する。

個人情報保護に関する取組みでは、「個人情報漏洩防止総合対策」に基づき、全役職員が一丸となって漏洩防止体制の強化とリスク管理意識の徹底を図る取組みを推進し、個人情報漏洩事故の根絶を目指す。

また、2025年度決算で資金不足への対応が求められるほど厳しい経営状況にある厚生中央病院については、既存の取組みの延長ではなく、病院のあり方を抜本的に見直す必要があることから、理事会や有識者にも参加いただく検討会を設置し、早急に方向性を定めて改革を進める。

財政面では、2026年度以降も引き続き賃上げに伴う保険料収入の増加が見込まれる一方、診療報酬改定による医療費の増加や、後期高齢者支援金など他制度への拠出金の増加のほか、医療保険制度改革による負担増も見込まれており、依然として予断を許さない状況にあるため、2026年度の保険料率（医療・後期・介護分）は前年度の水準を維持することとした。

また、国が定める基準に基づき、子ども・子育て支援金分保険料（2.3%（労使折半））を賦課することとして予算編成を行った。

引き続き、安定的な財政運営の確保に向け、医療費や国の医療保険制度改革の動向を注視しつつ、中期的な視点で組合財政を推計し、保険料率を適切に設定する。

2026年度予算については、2025年度の収支差引見込249億円のうち、実質単年度収支黒字相当額204億円を「財政基盤安定積立金」に積み立て、残額の45億円を2026年度に繰り越すことにより、2025年度決算見込と比較して99億円増の1,935億円の予算規模とした。

○2026年度保険料率

保険料区分	保険料率（%）			対前年度増減
	組合員負担分	事業主負担分	計	
医療分	3.1	4.1	7.2	±0
後期高齢者支援金分	8	1.1	1.9	±0
介護分（40～65歳）	9.5	9.5	1.9	±0
子ども・子育て支援金分	1.15	1.15	2.3	新設

II 事業計画

1 基本的保険者機能の強化

医療保険者としての基本的業務である適用・給付業務等を適正に行うとともに、事業主及び被保険者の利便性向上や事務手続きの効率化などの負担軽減への取組みを進める。

併せて、情報管理及び法令遵守を徹底するとともに、危機管理体制の強化を図る。

また、健康推進会議等の機会を通じ、加入事業所との関係強化に努める。

(1) 適用・保険給付の適正化

ア 適用の適正化

- ・ 組合加入時における組合員及び組合員の世帯に属する者の被保険者資格の審査にあたっては、住民票等による確認を適切に実施する。また、組合加入後についても資格要件を満たしているか定期的に確認を行う。
- ・ 健康保険法の規定に基づく適用除外承認申請については、適用除外承認を得たうえでの資格適用を確実に行う。
- ・ 事業主から提出される異動届については、オンライン資格確認等システムの円滑な運用に資するため、迅速かつ正確に処理するとともに、資格確認書等の交付を必要とするものについては遅滞なく交付する。

イ 子ども・子育て支援金分保険料

- ・ 関係法令に従い適正な賦課を行うとともに、当該保険料の趣旨等について、組合ホームページや広報誌等を活用し、周知、広報を図る。

ウ 保険給付の適正化

- ・ 診療（調剤）報酬明細書の資格点検を確実に行うとともに、請求内容の点検については、専門的な知識を持つ業者に委託のうえ、点検状況の把握・管理を行い、査定率及び査定額の向上に努める。
- ・ 保険給付金の支給にあたっては、支給要件の適否を審査し、疑義があるものについては、適宜医療機関への照会や実地調査等を行い、適正給付に努める。
- ・ 国において検討されている高額療養費制度の見直しや出産費用の無償化等の制度改正については、改正内容を把握し、被保険者等へ周知するとともにシステム改修等適切に対応する。

(2) 事業主及び被保険者の利便性向上並びに負担軽減

ア 事業所及び被保険者向けWebシステムの拡充

- ・事業所及び被保険者向けWebシステム（以下「どけんぽねっと」という。）を利用した異動届のオンライン申請のほか、基準報酬（基準賞与額）決定通知書や被保険者データ等の組合保有情報の提供など2026年度中の機能拡充を目指す。また、被保険者を対象とした保険給付金等のオンライン申請など利用者のニーズを踏まえて、引き続き「どけんぽねっと」機能の早期開発に努める。
- ・「どけんぽねっと」の運用管理については、運用規程等に基づいてセキュリティ対策等を徹底し、安定した運用に努める。
- ・「どけんぽねっと」の利用促進を図るため、利用方法等を事業主へ周知する。

イ 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」への対応

- ・医療DXの基盤となるマイナ保険証を基本とする仕組みやメリット等について、組合ホームページや広報誌等を活用し、周知、広報を実施するとともに、マイナ保険証の利用促進に努める。

(3) 加入事業所との関係強化

ア 保険事務担当者打合会の開催

- ・「保険事務担当者打合会」を実地開催し、保険事務担当者・組合職員間での質疑応答や意見交換等を通じて顔の見える関係性の構築を図り、組合事業への信頼と理解を深める。
- ・実地参加できない事業所についても、動画を作成し組合ホームページへの掲載やCD-ROMの送付により閲覧できるようにする。
- ・同打合会でのアンケート結果等に基づき、資料や説明を保険事務担当者のニーズを踏まえた内容となるよう工夫するなどの更なる改善を図る。

イ 保険事務実務説明動画の作成・掲載

- ・組合ホームページに掲載する実務説明動画については、問い合わせの多い事項を積極的に盛り込むなど、利用者の意見を適切に反映させることとして活用を促すほか、更なる支援、事務手続きに関する知識の向上を図るため、引き続き動画コンテンツの拡充を進める。

ウ 健康推進会議の開催

- ・健康経営の効果的な取組みに関する情報発信のほか、事業所間で意見交換のできる機会として、次の内容により地域の特性に応じた健康推進会議を定期的で開催する。
 - 効果的な取組みを実施している事業所からの発表
 - 健康経営に関する組合事業の紹介
 - 参加事業所による健康経営に資する情報交換
 - 会場内に事業所の取組好事例のポスター掲示
- ・上記の効果的な取組みを実施している事業所からの発表等については、可能な限り動画での視聴等により来場できない事業所にも提供できるように努める。

エ 産業保健専門職との連携強化

- ・事業所に所属する産業保健専門職と連携強化を図り、課題の共有や必要な情報提供を行う。

(4) 個人情報管理の徹底

ア 個人情報漏洩防止対策の徹底

- ・情報漏洩事故の根絶に向け策定した「個人情報漏洩防止総合対策」に基づき、漏洩防止体制の強化及びリスク管理意識の浸透を図ることとして、次の対策を実施する。

実施項目	目的
①業務フローの定期点検	個人情報を取り扱う事務処理について、定期的にディスカッションや見直しを実施し、安全性の向上に努める。
②インシデント事案の共有	情報漏洩に関するインシデント事案を共有し原因分析することで、潜在リスクの早期発見、事故防止を図る。
③職員研修の実施	個人情報の保護、管理に関する研修を実施し、漏洩防止につながる知識の習得・活用する能力の向上とリスク感度の強化を図る。
④強化週間の設定	個人情報を取り扱う事務処理担当者と各部署の責任者が定期的に事務処理上のリスク等について確認する機会として、部署単位で「個人情報保護強化週間」を設定し、漏洩防止意識の維持・向上を図る。

イ 情報セキュリティの強化

- ・IDと使用者権限等の運用管理を徹底する。
- ・被保険者情報を含むデータファイルを保存するときは、パスワード設定を徹底する。
- ・セキュリティソフトを常に最新の情報に更新するなど、サイバー攻撃や不正アクセスの防衛策に継続的に取り組む。
- ・標的型攻撃メール等への対策として、定期的にメール訓練を実施し、職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。
- ・操作ログ（アクセスログ、認証ログ、イベントログ等）を一元管理するとともに、分析・調査をシステム委託業者と連携して行い、セキュリティ水準の維持向上につなげる。

(5) 危機管理体制の強化

- ・南海トラフ地震等大規模自然災害時に確実に対応できるよう「大規模地震対策マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」に基づき、災害の発生を想定した訓練を実施し、マニュアル等の有効性、実効性を確認するとともに、PDCAサイクルにより継続的に体制を強化する。
- ・新興感染症（新型コロナ、新型インフルエンザ）発生時に確実に対応できるよう、現行のマニュアルを見直し、BCPとして整備、発展させる。
- ・サイバー攻撃発生時の対応マニュアルを策定する。

(6) 安定的な財政運営の確保等

- ・安定的な財政運営の確保を図るため、基準報酬月額、療養給付費等の動向に注視しつつ中期的な視点で組合財政を推計し、適切な保険料率を設定する。
- ・業務の執行にあたっては、常にコスト意識を持ち、管理委託契約等の委託業務内容の精査を行うとともに、更なるコスト削減を図るため、一般競争入札によるコスト削減効果が期待される契約については積極的に一般競争入札を実施する。

(7) 法令遵守の徹底

- ・組合の「法令遵守のための実践計画」に基づき、研修を実施するほか、法令遵守に係る内部監査、自主点検等の取組みを徹底する。

(8) 広報活動の充実

ア 広報誌「保険組合だより」の配布

- ・組合に対する被保険者の理解・関心度の向上やヘルスリテラシー^{※1}の高揚を図るため、健康保険制度や組合事業、加入メリット等を紹介する「保険組合だより」を年2回（4月・9月）発行する。

※1 健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力。

- ・幅広い層から興味を持たれるよう、漫画やイラストを用いた簡潔でわかりやすい記事を掲載するとともに、被保険者アンケートの意見・要望等を反映した誌面作りに努める。
- ・限られた誌面を有効に活用するため、詳しい情報は組合ホームページに掲載し、二次元コードで連携させるなど、組合広報の効率的な実施を図る。

イ 組合ホームページによる広報

- ・保険事務実務説明動画など各種事務手続きに関する解説や申請書様式、保健事業の活動情報等を掲載する。

2 発展的保険者機能の強化

第3期データヘルス計画（2024年度～2029年度）及び第4期特定健康診査等実施計画（2024年度～2029年度）に基づいた効率的・効果的な保健事業を実施することとして、コラボヘルスや健康経営の推進等、事業主及び被保険者の健康保持増進への取組みに対する支援強化を図る。

また、ICTを活用した効果的な保健事業の実施に取り組む。

（1）特定健康診査・特定保健指導実施率の向上等

ア 特定健康診査

- ・家族の受診率は、2024年度に初めて40%を超えたところであるが、更なる向上を図るため、次の事業を実施するとともに、効果検証を実施する。
 - 受診案内リーフレットの見直し（被保険者がわかりやすい内容とする。）
 - 節目年齢健診費用補助
 - 委託健診機関の増設
 - 家族の受診勧奨に関する事業主への協力依頼
 - 診療における検査データの活用（みなし健診^{※2}）
 - ※2 治療中の患者本人の同意のもと、保険者がかかりつけ医から診療における検査結果の提供を受け、特定健康診査の結果データとして活用する制度。
- ・特定健診結果の情報連携については、被保険者がマイナポータルにおいて健康診断結果を適宜把握できるよう、随時連携を毎月実施する。

イ 特定保健指導

- ・特定保健指導機関ごとの実施効果（腹囲及び体重の減少、行動変容の評価等）を比較し、特定保健指導の質の向上を図る。
- ・健診当日の初回面談を行う実施機関の利用拡大を図る。
- ・ICTを用いた遠隔面接を推進する。
- ・事業所の保健師・看護師が行う特定保健指導に対して費用助成を行うことを広報し、実施事業所の拡大を図る。
- ・特定保健指導の結果を分析し、事業主に対して実施効果を示すことにより、特定保健指導の理解を深め、事業所からの利用勧奨を促す。
- ・家族の利用勧奨を強化することとし、特定保健指導機関からの電話勧奨を試行的に実施する。

◆目標値

	2026年度目標			2024年度実績		
	組合員	家族	合計	組合員	家族	合計
特定健康診査 受診率	98.0 %	51.0 %	82.0 %	96.1 %	40.2 %	77.8%
特定保健指導 利用率	25.0 %	9.0 %	24.0 %	17.2 %	4.3 %	16.4%

ウ 40歳未満の健診情報の収集促進

- ・若年層の健康対策を進めるため、保険者における事業主健診情報取得について、事業主の協力を求め、40歳未満分の健診結果データの収集に努める。
- ・収集にあたっては、40歳以上分の健診結果データも含め、取込処理の効率化、保健指導等の事後措置の迅速実施を図るため、データによる提供を促進する。

◆目標値

	2026年度目標	2024年度実績
提供率 (40歳未満)	80.0 %	73.5 %

(2) 健康経営の実践に向けた事業所支援の充実

ア ヘルスアップチャレンジ

(ア) ヘルスアップチャレンジ宣言事業所の拡大

- ・社員の健康づくりを進めるための契機として、ヘルスアップチャレンジ宣言を行う事業所を増やす。

◆目標値

	2026年度目標	2025年度実績
ヘルスアップチャレンジ 宣言事業所数	760 か所	745 か所

(イ) 事業所に対する支援の充実

- ・より効果的で質の高い取組みが行われるよう、事業所のニーズに応じた睡眠衛生教育等の支援を行う。
- ・どけんぽアンケートをWeb化することで、事業所におけるアンケート回答の負担軽減及び回答率向上を図るとともに、集計業務を効率化する。併せて、回答内容を事業所が効果的に活用できるよう、フィードバック内容等について、事業所へのヒアリング等を実施する。

① 睡眠衛生教育

- ・メンタル不調や生活習慣病の改善、生産性の向上に関係する「睡眠」への理解を深めるため、睡眠時無呼吸症候群Webチェックリストなどを事業所に提供し、睡眠衛生の周知を行う。希望者には睡眠計により睡眠の質の解析を実施する。
- ・どけんぽアンケート等から、不眠と抑うつリスクが高い方に医療機関受診勧奨通知を送付する。

② 喫煙対策

- ・被保険者の健康管理面の課題となっている喫煙対策について、引き続きピアサポート^{※3}による取組みを採用した禁煙プログラムを提供し効果検証を行う。また、三次喫煙^{※4}についての周知を行う。

※3 共に取り組む仲間同士の支えあい。

※4 喫煙後の呼気や衣服、部屋の壁紙や自動車の内装等に染み付いたタバコの有害物質を吸うことにより健康被害を受けること。

③ ロコモティブシンドローム対策

- ・組合員の高齢化が進み、筋力やバランス機能の衰えによる転倒リスクが高まっているため、健康支援室が転倒リスクチェック等を事業所にて実施し、PDCAサイクルで事業の見直しを行う。

④ 女性の健康課題への対応

- ・女性の健康課題に対するヘルスリテラシーの向上を図るため、オンライン配信による健康セミナーを開催するほか、Pep Upのeラーニングを引き続き提供する。

⑤ 熱中症対策

- ・講話や事業所が講ずるべき対策に関する情報提供、予防や応急処置に関する広報等の効果的な取組みを行う。

(ウ) 「ヘルスアップチャレンジ助成金」制度の活用

- ・健康づくりを推進するための取組み等、事業所の活動の一助として活用を促す。

イ 健康経営優良法人の認定支援等

- ・健康経営優良法人認定申請に関して改正点の迅速な把握に努め、申請のために必要な情報提供など、事業所の認定支援を行う。
- ・健康経営の推進の参考となるよう、組合ホームページ等において、事業所の健康経営の取組事例の周知を行うほか、事業所健康づくり調査票等をもとに、健康経営に関する事業所の取組み状況に応じた支援を行う。

ウ 健康管理担当者研修会等

- ・健康に関する情報発信及び健康管理担当者・産業保健スタッフ相互の情報交換の機会を提供する。

エ 事業所健康度分析資料等のデータ提供

- ・事業所の健康管理の取組みを支援するため、次の各種資料・データを提供するほか、事業所の要望に応じてデータや組合が分析ツールを活用して分析した資料を提供する。
- ・若年層を含めた健康度が把握できるように40歳未満分の健診結果データを含めて作成した事業所健康度分析資料を提供する。

提供する資料・データ	備考
事業所健康度分析資料	事業所別の健診結果に基づく分析・比較資料
事業所健康度ランキング	
健康スコアリングレポート	
分析ツールで分析した資料	健康マップ（生活習慣病リスク分布）など
被保険者専用サイトで管理しているデータ ・ eラーニング受講状況データ ・ ウォーキングイベントの参加状況データ 等	コラボヘルスの推進に必要となる健康管理に関するデータ
組合が管理している健診結果データ	

注1 健康スコアリングレポートは、特定健診受診者数が10人以上の場合に限ります。

注2 個人が特定できるおそれがある場合など、組合員数や健診データ数によっては提供できないことがあります。

(3) 個人の健康リスクに応じた保健サービスの提供

ア 糖尿病等の重症化予防

- ・脂質及び腎機能の要精密検査対象者を含め、健診結果や受診歴の有無等の分析に基づき、受診勧奨を実施する。
- ・保険者インセンティブの基準に即した事業の実施に向けて、専門家の協力を得て事業の評価・分析を行う。

イ がん検診の結果に基づく受診勧奨

- ・胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診の結果から、要精密検査となった者に対し受診勧奨を実施するとともに、受診につながるか効果検証を行う。

ウ 口腔衛生の向上

- ・歯周病は歯を失うだけでなく生活習慣病等との関わりがあることから、健診時の問診票や歯科受診歴の有無等に基づき、歯科未受診者への受診勧奨を実施するとともに、受診につながるか効果検証を行う。
- ・歯科に関する健康情報（セミナーやeラーニング）を提供することにより、被保険者のオーラルヘルスリテラシーの向上を図る。
- ・無料歯科健診を実施する。
- ・歯周病リスク検査（唾液検査）を試行的に実施する。

エ 子どもにとってより良い医療の周知

- ・ 家族で健康について考える機会を提供するため、小学校入学前の家族に対し健康すごろくを配布するなど、子ども用資材を提供する。
- ・ 子どもが活用できる保健事業や適切な医療の受診・抗菌薬処方に関する情報提供を行うため、組合ホームページやリーフレットで周知する。

オ お薬相談通知書

- ・ レセプト及び健診データから抽出した薬の併用禁忌、重複及び多剤投与該当者に対して主治医やかかりつけ薬剤師への相談を促すため、「お薬相談通知書」を年1回送付する。

カ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品については、2025年3月に数量ベースでの使用割合が90.2%となり、初めて90%を超えた。今後も数量ベースでの使用割合の向上、副次目標として金額ベース65%以上を目標に、ジェネリック医薬品差額通知を年1回送付する。
- ・ Pep Upにおいて、切替可能な医薬品名と削減可能額を閲覧できることを周知する。

(4) ビッグデータの保健事業への活用

ア データヘルス計画

- ・ 第3期データヘルス計画に基づき、心血管病対策を重点に「肥満」、「喫煙」、「睡眠」対策事業の充実を図るため、中間評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。
- ・ 計画を確実に実行するため、各事業の進捗管理を行うとともに、国の動向にも詳しい専門家（データヘルスアドバイザー）からの助言を得て、より効率的かつ効果的な保健事業の実施に努める。

イ アカデミアとの連携事業

- ・ 健診結果等のデータを統計的に解析し、組合の健康課題の抽出や保健事業の効果検証を実施する。事業所の健康管理の取組みに活用できる知見については、情報提供を行う。
- ・ 組合で作成したデータ分析や資料に対し、専門的な知見から助言を得てデータ分析や統計解析の質の向上を図る。

ウ メンタルヘルス対策総合研究事業

- ・ メンタルヘルスの有識者による研究会を開催し、組合が保有するデータに基づく効果的なメンタルヘルス対策について、事業所に対して適宜フィードバックを行う。
- ・ ICTを活用したメンタルヘルセルフケアサービスの導入について事業所へのヒアリングを行い、研究会においても効果的なサービス内容等について検討する。

エ ビッグデータの提供

- ・ 組合事業に活用できる研究については、第三者に匿名加工情報を提供する。この場合は、事業の目的・提供先・データの種別を組合ホームページに公開する。

(5) ICT等デジタル技術の保健事業への活用

ア 健康支援室活動への活用

- ・事業所や被保険者のニーズを踏まえ、オンライン方式を活用した保健指導、日頃の野菜摂取量を「見える化」する推定野菜摂取量測定器を活用した効果的な取組み、また、健康づくりに関する動画を作成し、事業所における社員のヘルスリテラシー向上に活用する。
- ・実績評価を行い、効果的な実施方法を検討する。

イ 被保険者専用サイトの活用

- ・被保険者の健康づくりに PHR（パーソナルヘルスレコード）の活用が期待されていることから、事業所管理機能の導入及び活用の勧奨、ウォーキングイベント等の開催及びインセンティブの付与、保険組合だよりによる広報等により、Pep Up の登録促進を図る。

ウ 健康相談事業の利用促進

- ・事業所訪問時や被保険者あて通知等のあらゆる機会を通じて積極的に周知し、利用促進を図る。

委託先 / 「事業名」	内容 / 対応時間
(株)Mediplat 「first call」	メンタルヘルス及び健康全般に関する Web（チャット）・ テレビ電話相談
	24 時間対応（チャット）
厚生中央病院	健康全般に関する電話相談
	9 時 ~ 16 時
(一社) 日本うつ病センター	メンタルヘルスに関する事業所支援
	原則メール相談

(6) 直営施設の適切な管理

ア 厚生中央病院経営改革の推進

- ・厚生中央病院のあり方を抜本的に見直すため、理事会や有識者にも参加いただく検討会を設置し、対応策を早急に示すとともに、病院に対して改革を促す。
- ・緊急経営改善対策の進捗状況を厚生中央病院と共有し、病院に対し必要な対策を促す。
- ・病院会計準則に基づき、病院経営状況を適切に管理する。
- ・1日人間ドックの受診枠を拡大し受入れ体制を強化することに伴い、受診者数の増加を図るため、厚生中央病院と連携のうえ加入事業所への営業活動を強化し、利用促進を図る。
- ・厚生中央病院の広報活動に協働し、利用促進を図る。

イ 健康管理センターの経営安定化

- ・事業運営全般にかかる打合せを行い、施設における課題解決に努める。
- ・病院会計準則に基づき、健康管理センターの経営状況を適切に管理する。
- ・所内・巡回・外来診療部門の収支状況を随時的確に把握し目標達成に向け協働する。
- ・健康管理センターの広報活動に協働し、加入事業所及び被保険者の利用促進を図る。

ウ 3施設の連携強化

- ・健診受診者の利便性の向上や、健診業務の効率化を目指すため健診事業のDX化を進める。
- ・健診システムの統一に向け、各検査の基準値等の見直しを図る。
- ・業務の執行にあたっては、常にコスト意識を持ち、委託業務内容等の精査を行うとともに、更なるコスト削減を図るため、一般競争入札によるコスト削減が期待される契約については積極的に一般競争入札を実施する。
- ・東京・名古屋・大阪支援室との連携を強化し事業の促進を図る。

3 組織基盤の強化

効率的な組織体制の確立に努めるとともに、組合自らの健康経営を推進することにより組織基盤の強化を図る。

(1) 組織活性化への取組み

- ・短時間全員参加ミーティングの実施等、職員間のコミュニケーションを促進するための施策を推進し心理的安全性を高めるとともに、上司と部下による1on1面談を活用した職員の育成支援により、ワークエンゲージメントの向上に取り組み組織の活性化を図る。
- ・職員が60歳以降もこれまでの知識と経験を活かし、意欲を持って働き続けられる職場づくりに努める。

(2) 人材育成の推進

- ・新入職員にはメンター制度による精神的なサポートを行い、職場への円滑な適応を促し、効果的な育成を行う。また、メンター職員に対しては、育成力向上のための研修を行うほか、悩みや相談に対応するなどサポート体制を充実させる。
- ・効果的な人材育成並びに職員のモチベーションアップに繋がる人事評価制度とするため評価項目（行動評価、目標達成評価）等を見直すとともに、職員に対し研修等を通じて制度内容の周知、浸透、定着を図る。
- ・勤務年数や役職に応じた階層別研修、業務のスキルアップ研修等、体系的な研修制度の運用により職員のエンゲージメント及び組織力の向上を図る。
- ・若手職員には、組合事業の各部門を早期に経験するためのジョブローテーションを行い、幅広いスキルや総合的な知識を効率的に習得させるとともに上位職へのチャレンジ意欲を高める育成を推進する。

(3) デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進に向けた検討

- ・「どけんぼねっと」による適用・給付事務に関する決裁手続きのデジタル化を段階的に進めるほか、資料のペーパーレス化や議事録作成等への AI 活用に取り組む。

4 会議の開催

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 組合会の開催 | 7月・2月・随時 |
| (2) 理事会の開催 | 7月・2月・随時 |
| (3) 監事会の開催 | 7月 |
| (4) 運営理事会の開催 | 12月・随時 |
| (5) 運営理事会専門委員会の開催 | 随時 |

◆2026 年度被保険者数等の見込み

【組合員数・家族数・組合員 1 人あたり家族数（年間月平均）】

区 分	人 数	対前年度増減率
組合員	205,080 人	0.7 %
後期高齢被保険者である組合員	760	8.4
計	205,840	0.7
家 族	174,930	△ 3.3
被保険者計（後期高齢被保険者である組合員を除く）	380,010	△ 1.1
組合員 1 人あたり家族	0.850	△ 4.0

【平均基準報酬月額・基準賞与年額・賞与支給月数】

区 分		月額・年額	対前年度増減率
		月 数	
平均 基準報酬月額	医療分、後期高齢者支援金分、 子ども・子育て支援金分	539,712 円	3.3 %
	介 護 納 付 金 分	618,419	3.4
基準賞与年額	医療分、後期高齢者支援金分、 子ども・子育て支援金分	2,053,874	3.3
	介 護 納 付 金 分	2,514,615	3.4
賞与支給月数	医療分、後期高齢者支援金分、 子ども・子育て支援金分	3.81 か月	0.0
	介 護 納 付 金 分	4.07	0.0

【療養給付費の 1 人あたり費用額】

区 分	費用額	対前年度増減率
1 人あたり費用額	235,898 円	4.4 %

特別会計事業計画

【総合病院厚生中央病院】

I 運営方針

我が国の病院経営は、新型コロナウイルス感染症以降の患者数の減少に加え、人件費の上昇・物価高騰もあり、厳しい経営環境に置かれている。厚生中央病院では2024年11月に「緊急経営改善対策」を策定し、経営改善に向けて数値目標を掲げて取り組んできたが、未だ十分な効果が得られず、極めて厳しい経営状況が続いている。こうした状況を改善するには、これまでの延長線上の対策にとどまることなく、加入事業所のニーズを踏まえつつ、病院のあり方について抜本的に見直す必要があり、組合本部に設置される検討会で示される方向性を踏まえ、早急に改革を進める必要がある。

こうした方向性が示されるまでの間においては、これまで以上に収益確保とコスト削減の徹底に努めることとし、以下に掲げる取組みを進めることとする。

II 事業計画

1 経営改革の推進

(1) 緊急経営改善対策の着実な推進

- ・「緊急経営改善対策（2026年1月19日改定）」に継続的に取り組み、患者数の増加や診療単価の改善による収益拡大とコスト削減を図ることにより、早急に病院資金の減少が生じない状態を目指す。
- ・資金減少が生じないための患者数の確保については、病床稼働率80%を目標として、日々の達成状況を管理する。

◆目標値

区 分	2026年度目標	2025年度決算見込
病床稼働率	80%以上	70.8%

ア 救急患者の受入増加対策（目標：月間 250 件以上）

- ・二次救急医療機関として内科系・外科系・産婦人科及びオンコールによる救急体制（24 時間 365 日）を維持し、救急受け入れ件数の増加に努める。
- ・老人保健施設等との協力医療機関に関する協定を拡大し、施設連携を強化するとともに救急患者の増加を図る。
- ・目黒区以外（世田谷区、渋谷区、品川区）の消防署との連携を促進し、広域的に救急患者の確保を図る。

イ 手術件数の増加対策（目標：月間 250 件以上）

- ・高度急性期病床（ハイケアユニット）の設置により、難易度の高い手術への対応と自院の手術症例に加え、大学からの派遣医師により専門性の高い手術症例の増加に努める。

ウ 診療単価の改善対策（目標：月間平均 56,400 円以上）

- ・診療報酬改定に的確に対応し、施設基準の取得（新規）、DPC コーディングの適切な実施、出来高算定部分の効果的な算定等により、診療単価の上昇を図る。

エ 紹介患者の増加方策（目標：月間紹介患者 420 人以上）

- ・急性期病院として大学病院やクリニック、老人保健施設、訪問看護ステーション、在宅医療機関等との連携を強化するとともに、地域包括ケア病棟によるレスパイト、フレイル患者の利用促進を高め、病床稼働率の向上に努める。
- ・病院広報誌の発送、医療連携懇談会の開催などを通じて、地域の医療機関との連携を強化するとともに、住民向け医療講演会、ホームページやデジタルサイネージなどを通じて、当院の専門分野などの強みを紹介するなど、戦略的に病院のイメージアップを展開することにより、新規受診患者の増加を図る。

オ 分娩件数の増加対策（目標：月間 30 件以上）

- ・陣痛室・分娩室・回復室を一体とした LDR の環境整備、麻酔科医の増強により一層の信頼性・安全性を高めた東京都無痛分娩認定施設としての体制、目黒区委託事業による産後ケアの支援体制等の充実した分娩環境を広報することにより、分娩件数の増加に努める。
- ・被保険者に対して大幅な割引制度が適用されることを積極的に周知し、分娩件数の増加に繋げる。

カ 適切な在院日数の運用

- ・急性期病棟と地域包括ケア病棟の役割に応じた病床管理を行うとともに、急性期病棟では入院患者の安全安心な医療提供と患者の利便性に配慮した上で、病床稼働率の向上に資するよう、入院期間の適切な運用を図る。

キ 診療体制の見直し

- ・地域において高い医療ニーズが見込まれ、当院の強みとして投資に見合う収益が期待されるなど病院収益への貢献が大きい分野については、診療体制の強化を図るとともに、投資に見合う収益が得られない分野については、診療体制の見直しを進める。

ク 人間ドック受診者の増加対策（目標：1日ドック稼働率95%以上）

- ・組合の直営病院として、受診枠の拡大、Web予約の拡大、キャンセル時の追加予約の弾力化を進めるとともに、オプション検査の充実、内視鏡枠の拡大、当施設を利用していない加入事業所への積極的な営業活動等により、受診者の増加を図り、病院経営の安定化に資する。

ケ コスト削減対策・医業収益に応じた人件費の適正化の促進

- ・物品購入・業務委託・医療機器等の調達事務において、一般競争入札の対象契約を増やし契約価格を見直すなど、コスト削減を徹底する。
- ・医業収益に応じた適正な職員規模とする観点から、職員の採用については慎重に判断するとともに、組織全体として削減可能な分野を洗い出すなど、人件費の適正化を進める。

(2) 目標達成に向けた推進体制

ア 診療科単位の目標設定

- ・診療科ごとに患者数、診療単価、手術件数等の月間必達目標を設定し、進捗状況を定期的に確認するとともに、ヒアリングを通じて追加措置を促す等により必達目標の着実な達成を図る。

イ 単位別収支等を踏まえた効果的な病院経営の実現

- ・部門単位（病院部門・健診部門）や診療科単位での収支状況等を踏まえて収益力・採算性を確認し、より効果的な病院経営を目指す。

ウ 効率的な人員配置の実施

- ・各部門の必要人員の見直しにより効率的な人員配置を徹底する。
- ・派遣業務職員を効果的に活用するとともに、管理を徹底する。

エ 経営改善に資する施設整備の実施

- ・経営改善に資するなど病院経営上優先度の高いものに限定し、投資回収計画により費用対効果を最大限発揮させることを目指すとともに、その確実な達成を促す。

2 組合の直営病院としての役割の充実

(1) 事業所・被保険者のニーズに即した健診・診療の提供

【健診部門】

- ・ 1日人間ドックのWeb予約枠を拡大するとともに、事業所枠や電話枠についても予約状況により、Web予約枠に切り替えるなど、利用者の利便性の向上を図る。
- ・ 事業所への訪問により利用勧奨を行うほか、意見や要望などを聞き取り、サービスの向上に努める。

【診療部門】

- ・ 人間ドック受診後の再検査・精密検査の2次検査以降の受診案内をスムーズに実施できるよう、被保険者の受診案内等サービスの充実に努める。
- ・ 消化器内科では、他院での健診後の胃内視鏡検査を当院での前日以前の診察なしで実施できるよう利便性の向上を進める。
- ・ 産科においては、無痛分娩費用助成制度や被保険者特典について、被保険者用チラシ、ホームページ、Instagram等の広報を強化する。
- ・ 受診患者数の増加を図るため、これまで訪問していなかった地域の事業所や被保険者が健診利用しているクリニックに赴き、営業の範囲・対象を拡大する。

(2) 組合の保健事業の支援

- ・ 組合が実施する保健事業に対して、医師を始めとした病院職員が情報提供などの支援を行う。
- ・ 全国の被保険者に対し、看護師による健康全般に関する電話相談事業を実施する。

(3) 中部・関西健康管理センターとの連携

- ・ 健康管理センターと連携して、情報共有を行い、健診業務の質の向上を図る。

3 業務運営の適切な実施

(1) 人材の確保・育成

- ・ 急性期医療を提供する病院として医療機能を十分に発揮するため、スキルを有する医師や看護師等の確保に努めるほか、実習生の積極的な受入れによる医療スタッフの確保に取り組む。
- ・ 認定看護師等の病院運営に必要な資格・知識・技術の習得に向けたスキルアップ支援を行うなど、人材の育成を図る。

(2) 働き方改革の推進

- ・ワークライフバランスを充実させるため、時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進など、働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、医師や看護師等が担っている業務の一部を他職種に移管・共有するタスクシフトを推進するため、医師事務作業補助者及び看護助手等の効果的な人員配置により、業務負担の軽減を図る。

(3) 組織の活性化

- ・職員の定着率や職場満足度を向上させるため、人事評価制度、給与制度を適切に運用し、組織の活性化を図る。
- ・コミュニケーションの活性化のため、診療科間や他職種間での情報共有と活発な意見交換が行われる「風通しの良い組織文化」の醸成に取り組む。

(4) 医療 DX 化への対応

- ・国の方針に従い、マイナ保険証の利用促進に努める。窓口職員による丁寧な説明を通じて、患者が円滑に利用できる環境づくりに取り組む。
- ・オンライン資格確認の定着・電子処方箋の運用により、調剤薬局やクリニック、介護施設等との連携に取り組む。

(5) 個人情報の保護・管理の徹底

- ・個人情報の取扱いについては、関連する法律及び国の「個人情報の保護に関する基本方針」を遵守する。
- ・要配慮個人情報を取り扱う医療機関として、病院全体として厳しい規範意識をもって、個人情報の保護・管理を徹底するとともに、職員研修等により職員一人ひとりの意識の高揚を図り、ヒューマンエラーの防止に努める。
- ・個人情報の漏洩、滅失等を防止するため、個人情報の取扱いに関する業務改善を促進するとともに、各部署における作業手順を継続的に見直し、患者等の個人情報の管理体制を強化する。
- ・個人情報を含む書類の誤送付等の再発防止のため、患者提出書類の確認体制・診療データの取扱い（院内規程）等の対策を徹底する。
- ・個人情報取扱いに関するチーム及び個人情報保護管理委員会において、実施済み対策の評価・改善を行い、個人情報漏洩防止を徹底する。

(6) コンプライアンスの徹底

- ・健全な病院運営を進めるため、労働関係法令等の遵守、ハラスメント対策など内部統制の強化を図る。

(7) 医療安全対策及び感染対策の推進

- ・ 安心・安全で質の高い医療の提供を目指し、医療安全対策及び院内感染対策の継続的な推進に取り組む。
- ・ 新型コロナを含む感染症法改正に伴う対応として、東京都との「医療措置協定(2024年4月)」に基づき、平時から新興感染症発生時における初動対応（即応病床化）に備えた医療体制の確保に備える。

(8) 情報セキュリティの強化

- ・ 個人情報保護と事業継続のため、システムの安全性を高め、サイバー攻撃から病院を守る対策を継続的に強化し、データ保護の強化を図るほか、多重バックアップを実施する。
- ・ 外部接続回線の脆弱性対策を継続し、セキュリティソフトの常時更新を徹底する。
- ・ オフライン世代のデータバックアップを引き続き行い、安全にデータを保管する。
- ・ 初動フローとBCPの評価・見直しを行う。
- ・ 年2回以上の研修を実施するほか、電子カルテのトップ画面を活用した日々の注意喚起を図る。

特別会計事業計画

【中部・関西健康管理センター】

I 運営方針

中部・関西地区における組合保健事業の拠点として、事業主及び被保険者のニーズに応じた事業の充実を図るとともに、運営状況を随時的確に把握し経営の安定化に取り組み、持続的な運営を実現するために組織体制の強化に努める。

また、組合直営健診施設間の連携により健診業務の質の向上に努めるとともに、健康支援室とも連携し被保険者の健康の保持増進に効果的な取組みを実施する。

II 事業計画

1 経営の安定化

(1) 所内健診の充実

【中部・関西】

- ・積極的な広報活動を実施するとともに被保険者のニーズにあった健診体制を整え、特に所内健診の受診者増加を図るとともに、生活習慣病健診から健診項目の充実したスマートドックへ受診者の切替えを推進する。

【関西】

- ・2027年度の開始を目指し婦人科検診の導入準備を進める。
- ・マンモグラフィー検査の広報に取り組む。

◆目標値

区 分	中部健康管理センター		関西健康管理センター	
	2026年度 目 標	2025年度 決算見込	2026年度 目 標	2025年度 決算見込
スマートドック	3,090人	3,044人	3,461人	3,404人
生活習慣病健診	7,031人	7,031人	8,602人	8,605人
小 計	10,121人	10,075人	12,063人	12,009人
そ の 他 健 診	9,406人	9,330人	8,801人	8,512人
合 計	19,527人	19,405人	20,864人	20,521人

(2) 巡回健診の効率化

【中部】

- ・巡回経路の見直しや事業主との意見交換により実施方法等について検討し、更なる効率化を図る。
- ・家族合同健診については、費用対効果を勘案したうえで被保険者の受診機会の拡大に努める。

【関西】

- ・委託健診機関及び事業主との意見交換により実施方法等について検討し、更なる効率化を図る。

◆目標値

区 分	中部健康管理センター		関西健康管理センター	
	2026年度 目 標	2025年度 決算見込	2026年度 目 標	2025年度 決算見込
生活習慣病健診	2,780人	2,780人	1,650人	1,632人
そ の 他 健 診	7,884人	7,820人	2,014人	2,014人
計	10,664人	10,600人	3,664人	3,646人

(3) 経営基盤の強化

- ・所内、巡回健診部門、外来診療部門の収益状況を随時的確に把握し、必要に応じて改善策を講じる等、経営基盤の強化を図る。
- ・営業活動を積極的に行い目標達成に努める。
- ・業務の執行にあたっては、常にコスト意識を持ち、委託業務内容等の精査を行うとともに、更なるコスト削減を図るため、一般競争入札によるコスト削減が期待される契約については積極的に一般競争入札を実施する。

2 健診機能を支える施設間連携の強化

(1) 厚生中央病院健康管理センター及び中部・関西健康管理センターとの連携

- ・Web等を活用し、組合健診施設で連携して情報交換や技術習得等、健診業務の質の向上を図る。
- ・健診受診者の利便性の向上や、健診業務の効率化を目指すため健診事業のDX化を進める。
- ・健診システムの統一に向け、各検査の基準値等の見直しを図る。

(2) 名古屋・大阪健康支援室との連携

- ・名古屋・大阪健康支援室と連携し、所内受診者に対して同支援室が実施する健診後の事後指導・特定保健指導に協力するなど、被保険者の疾病予防や健康の保持増進に効果的な取組みを実施する。

3 組織体制の強化

(1) 人材の確保

- ・センターの運営に必要な資格、知識、技術習得のため、各種セミナーへの参加や職場内研修を実施し、人材の育成に努める。また、利用者に誤解や不信・不安を招くことの無いよう接遇に留意する。

(2) 個人情報の保護・管理の徹底

- ・職員研修の実施や強化週間の設定など、要配慮個人情報を取り扱う健診機関として各職員が厳しい規範意識を持ち続けられるような取組みを行い、ヒューマンエラーを未然に防ぐために業務の作業手順を厳守し、個人情報の保護・管理を徹底する。

(3) 情報セキュリティの強化

- ・医療情報システムに対するサイバーセキュリティについて、個人情報保護と事業継続の観点からシステム会社と連携し、システムの安全性確保やサイバー攻撃に対する防衛策を図る。
- ・外部接続回線の脆弱性を塞ぐため、セキュリティソフトを常に最新の情報に更新する。
- ・ホームページを改修し脆弱性の解消を図る。
- ・サイバー攻撃発生時の対応マニュアルを策定する。